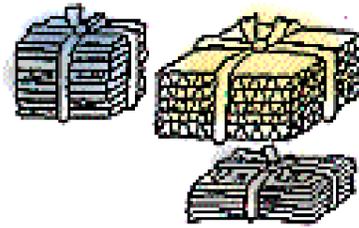
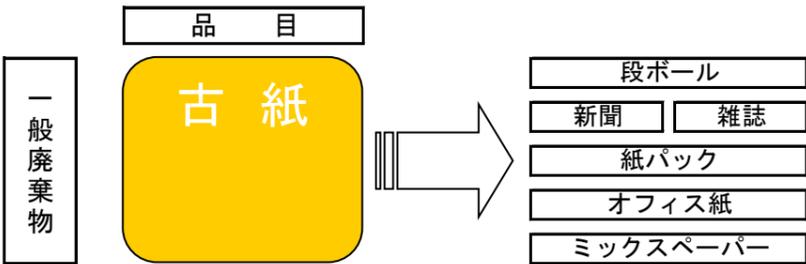


事業系ごみの資源の分け方

保存版

※**厳重注意事項！** 事業系のごみを家庭ごみに出す事は、出来ません。家庭ごみに出しますと市から厳重注意を受けます。その後行政処分になります。

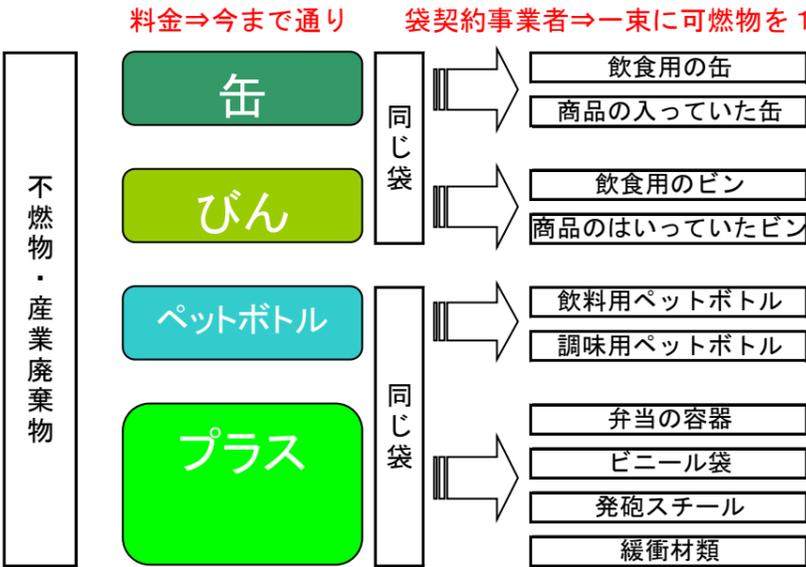
リサイクル品



注意事項

- 古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入することはできません。
- それぞれに分別し排出する事によって処理経費が安くなる事があります。
- 機密文書も機密を保持したままリサイクル可能な業者があります。

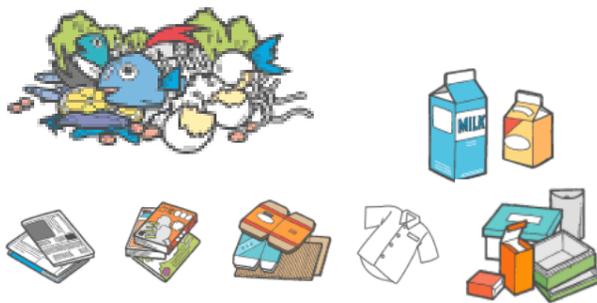
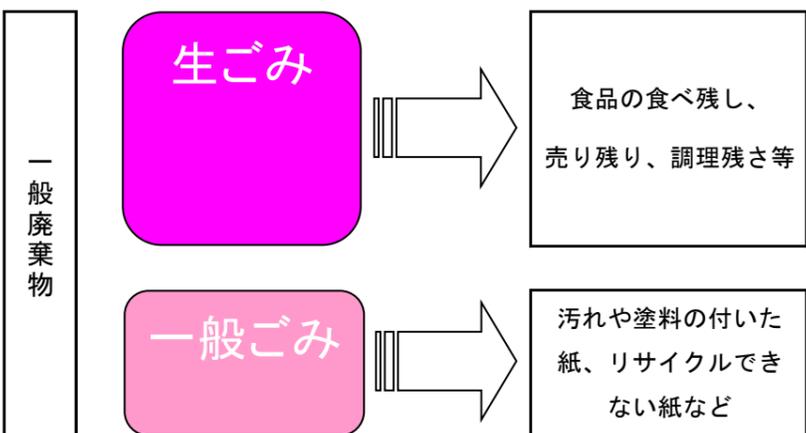
不燃ごみ（青）



- できるだけリサイクルしてください。
- リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
- 缶・びん・ペットボトルは市の焼却工場へ搬入することはできません。
- 自動販売機は売店等で購入したものは、飲料品の納入業者に引き取りを依頼してください。

- できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください
- 産業廃棄物は市の焼却工場へ搬入することはできません。

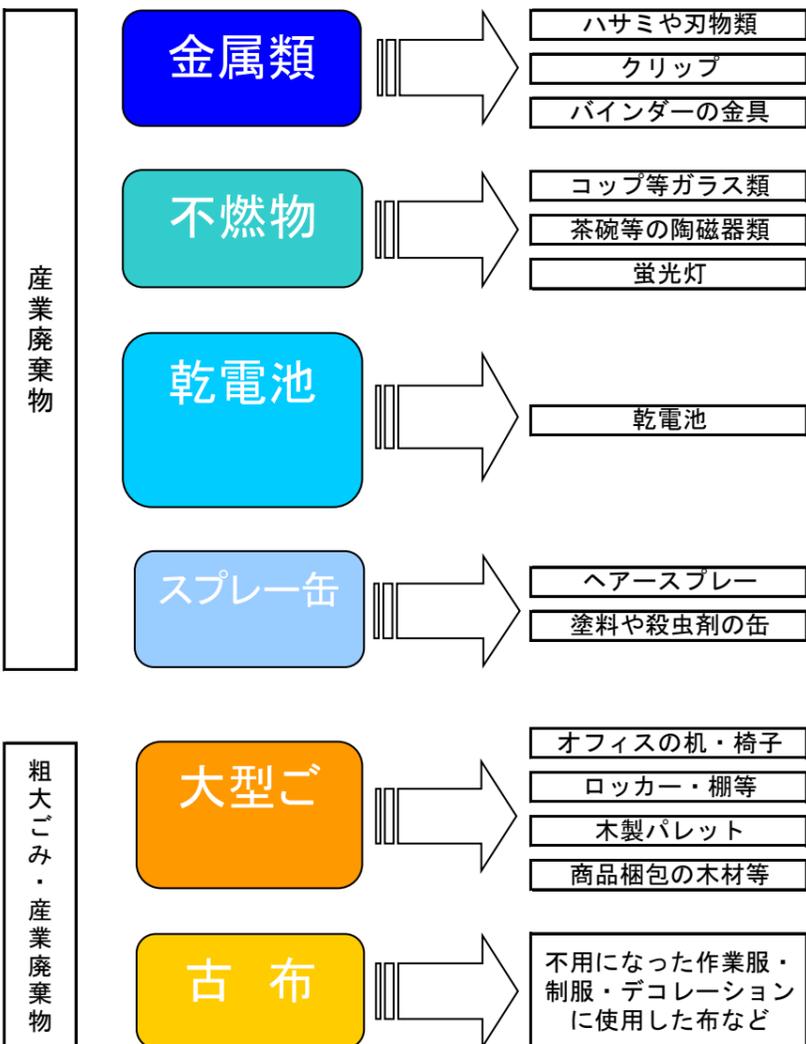
可燃ごみ（赤）



- 食品関連事業者は食品リサイクル法により20%以上の減量・リサイクルが義務づけられています。
- リサイクルの方法には、生ごみ処理機やリサイクル施設へ搬入する方法があります
- リサイクル出来ない場合は、一般廃棄物の許可業者（産業廃棄物となる場合もあります）に処理を委託してください。

- これらのどうしてもリサイクル出来ないものは一般廃棄物の許可業者へ委託し市の焼却工場へ搬入します。
- 可能な限りリサイクルできるように分別を徹底しましょう。

粗大ごみ扱い



- できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません

- できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください
- 市の焼却工場へ搬入することはできません

- できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください
- 市の焼却工場へ搬入することはできません
- ボタン電池と充電式電池はリサイクルしてください。

- できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください
- 市の焼却工場へ搬入することはできません

- できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、金属製品・プラスチック・ガラスなどについては、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
- 建設工事に伴う木くずは、産業廃棄物となり市の焼却工場へは搬入できません。

- できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者（材質により産業廃棄物となる場合もあります）へ処理を委託してください。

料金⇒別料金（ごみの量、種類で料金が違います）毎月、第二・第四土曜日にルート収集します。御希望の方は、前日に連絡して下さい。